

レンタル基本約款

当社では、下記のとおりレンタル基本約款を設けております。

お取引の際、必ずご確認頂きますようお願い申し上げます。

第1条 貸主は、借主に対し、レンタル料金を、機械が貸主の基地から搬出された日より、使用後、基地へ返還された日までの通算日数を乗じて請求いたします。

第2条 借主は、名称、住所、連絡先等、貸主が要求する事項の届出を行い、その変更があった場合には、その日から3日間以内に、変更の届出をいたします。

第3条 借主は、レンタル物件の使用保管場所について、貸主に対し届出を行い、変更があった場合には、その日から3日間以内に、変更の届出をいたします。

第4条 貸主は、レンタル料金、その他の費用の支払いを、借主に物件の引渡しを行う時、現金にて申し受けます。

第5条 貸主が承諾の上、借主の支払条件を別に定める際、次に該当する場合には、借主は期限の利益を失い、期間中のレンタル料金、その他の費用を直ちに支払い、貸主は、借主に何らの催告を要せず、物件を借主の負担により回収することができます。

1. 借主が、定めた支払条件に反して、貸主に対し、レンタル料金、その他の費用の支払いを怠ったとき。
2. 借主が振出した手形、小切手が不渡りになったとき。
3. 借主が第三者から仮差押え、仮処分又は強制執行を受けたとき。

第6条 借主は、善良なる管理者としての注意義務を以ってレンタル物件を管理するものとし、不当な方法で使用したり、貸主に無断で転貸又は譲渡をすることは出来ません。

第7条 搬出入費用、燃料、油脂費用、水、その他使用に伴う費用は借主の負担といたします。

第8条 借主は、賃貸物件の破損及び故障については直ちに貸主に通知し、貸主に確認の上、必要な措置を講じるものとします。

第9条 レンタル期間中に生じた破損、欠品、盗難、紛失による損害は、借主の負担といたします。

第10条 借主は暴力団等反社会的勢力ではなく、かつ、何らの関係も持たないことを確約いたします。

第11条 本約款に違反した場合、直ちに契約を解除し、貸主は借主に何らの催告を要せず、物件を借主の負担により回収し、借主は期間中のレンタル料金、その他の費用を直ちに支払います。